

災害対策本部設置及び災害救助法の適用について

1 災害対策本部の設置について

沿岸市町において、津波警報等の発令により多くの住民が避難していますが、警報等が継続され避難が長引く恐れがあるため、災害救助法の適用を念頭に、7月30日20時30分に災害対策本部を設置しました。

- ① 津波警報が長引いていること
- ② 県内の避難所での避難者数が19時現在で約762人(最大2,898人)に上っていること
- ③ 沿岸部では、日没後の19時以降に満潮を迎え被害発生のおそれが高まったこと
- ④ 県内の鉄道やバス路線の一部で運休となったほか、仙台国際空港滑走路や高速道路のインターチェンジ閉鎖など交通機関の乱れにより、帰宅困難者が発生する恐れがあること
- ⑤ 水産業では、気仙沼市でカキ筏が流されたとの情報があり、さらなる被害拡大の恐れがあること

2 災害対策本部会議について

今後とりまとめる被害状況等を書面開催により共有します。ただし、被害状況等に応じて本部長が必要と認める場合は開催されます。

3 災害救助法適用状況

<7月30日>

16:00	岩手県	12市町村 (5市、 4町、 3村)
21:00	北海道	69市町村 (15市、 53町、 1村)
	青森県	9市町村 (3市、 3町、 3村)
	福島県	3市町 (1市、 2町)
	静岡県	8市町 (7市、 1町)
	三重県	2市

23:00 宮城県 15市町 (8市、 7町)

[合 計 1道、6県 (1政令市含む118市町村)]